

令和 6 年度

事業計画

地域支援事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 P 1
 - ①訪問型サービス
 - ②通所型サービス

- (2) 一般介護予防事業 P 1
 - ①介護予防把握事業
 - ②介護予防普及啓発事業
 - ③地域介護予防活動支援事業
 - ④一般介護予防事業評価事業
 - ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

2. 包括的支援事業

- (1) 地域包括支援センター運営事業 P 2
 - ①総合相談支援業務
 - ②権利擁護業務
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (2) 在宅医療・介護連携推進事業 P 4

- (3) 認知症総合支援事業 P 4
 - ①認知症初期集中支援推進事業
 - ②認知症地域支援・ケア向上事業

- (4) 生活支援体制整備事業 P 4

- (5) 地域ケア会議推進事業 P 5

指定介護予防支援事業

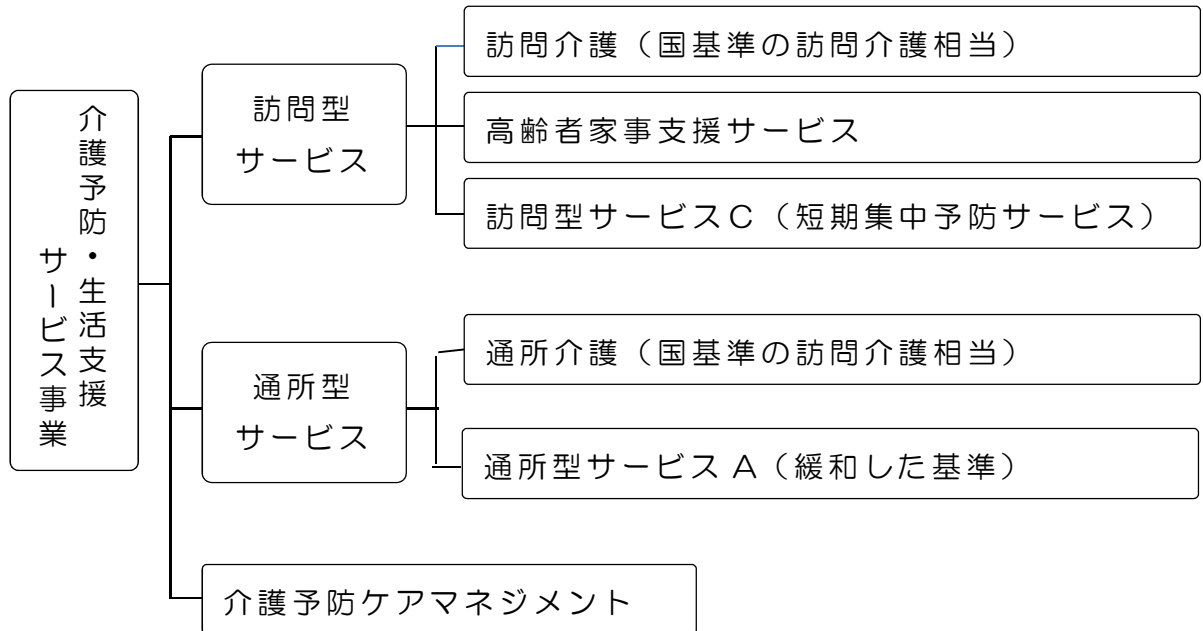
- 1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 P 5

(地域支援事業)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【第9期計画 P35 第1節-2 (1) ①】



① 訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護相当のサービス提供に加え、訪問型サービス A における簡易的な生活支援については「高齢者家事支援サービス事業」によりシルバー人材センターに委託して実施します。

また、訪問型サービス C においては、介護給付費や認定情報等を分析した結果を基に、フレイル状態や閉じこもり傾向の高齢者を積極的にサービス C につなげる仕組みを構築する予定です。

② 通所型サービス

従来の介護予防通所介護相当のサービス提供に加え、通所型サービス A において、利用単価や人員基準等について一部緩和を行ったうえで、市が指定した事業所による入浴を伴わない通所介護サービスを提供します。

(2) 一般介護予防事業 【第9期計画 P40 第1節-2 (2)】

① 介護予防把握事業

相談事業や電話相談・地域（自治会・民生委員・福祉委員等）・関係機関（医療・介護・福祉機関）、関係部局（保健・福祉・介護）からの情報提供を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、訪問等により身体・

生活状況を伺い、保健指導・助言を行います。また、必要に応じて、介護予防事業や医療・介護・福祉の関係機関への連携を図ります。

②介護予防普及啓発事業

令和5年度から教室を再開させたところですが、令和6年度も引き続き教室の普及啓発をし、介護予防事業を充実させていきます。

また、長く続いたコロナ禍で心身が衰弱した方など、新規参加者に向けたアプローチも実施していきます。

③地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業においては、介護予防サポーターが担い手となり活動してもらえる体制づくりを整えます。主には、各種教室での講師と一緒に事業を実施します。他には、地域の多様な主体と連携して介護予防を進めていきます。

④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含めた総合事業全体を評価していきます。

また、住民主体の通いの場の把握を行い、住民主体の介護予防活動の地域の展開状況を評価します。

併せて、住民主体の通いの場に積極的に関与し、心身・認知機能等のデータを把握・分析できる体制づくりに努めます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域包括支援センターの専門職が、積極的に介護予防の取組に関与していきます。

事業としては、地域ケア個別会議での助言や地域包括支援センターの介護支援専門員との同行訪問を行い、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等のケアマネジメント支援を行います。

また、住民主体の通いの場への技術的助言等を通して、地域における介護予防の取組を機能強化します。

2. 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援業務【第9期計画 P50 第2節-1 (1)・(2)】

《総合相談支援》

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急な対応の必要性を判断、対応します。

総合相談支援の質の向上を目指し、総合相談マニュアルの改善を図ります。

《実態把握》

保健事業と介護予防の一体的事業実施においては、未把握者の減少に努め、支援が必要な人の掘り起こしに努めます。

《地域、関係機関等とのネットワークの構築及び周知》

地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、各種の説明会・学習会等を活用して周知活動の強化を図っていきます。

地域の様々な関係機関から、支援を必要とする人の情報提供や地域包括支援センターへつないでいただけるよう、関係機関との交流を積極的に行いネットワーク構築に努めます。

②権利擁護業務【第9期計画 P67 第2節-5 (1)・(2)・(3)】

《成年後見制度の活用促進》

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、あんしん相談（無料法律相談）等をはじめとする相談機関の紹介、つなぎを行います。また、必要に応じて市長申立てにつなぎます。

《消費者被害の防止》

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との情報交換や消費者安全確保地域連絡会議に参加し関係機関とのネットワーク構築に努めます。また、福岡県弁護士会との地域包括支援センター連携相談事業を活用し支援の手段の可能性を広げます。

民生委員や介護支援専門員等に必要な情報を提供し被害防止に努めます。

《困難事例への対応》

困難事例を把握し対応するにあたり、地域包括支援センターの多専門職種と協議し必要な支援を行います。また、関係機関との連携を図り、適切な機関へつなぎます。

《虐待への対応》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、事例に即し対応します。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を、介護支援専門員情報交換会や主任介護支援専門員連絡会への支援、地域ケア個別会議をとおし行います。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業【第9期計画 P56 第2節-3 (1)】

筑紫地区5市で筑紫医師会に業務を委託し「入退院時の連携」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」について取り組みます。また、「急変時の対応」と「看取り」を重点項目としさらなる推進を図ります。

(3) 認知症総合支援事業【第9期計画 P62 第2節-4 (1)・(3)】

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期診断・早期対応に向け、医療法人 牧和会 牧病院へ業務委託をしています。地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チーム員が連携を図り、認知症の方およびその家族の支援を行います。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に事業を推進します。

《相談支援・支援体制の構築》

認知症の人やその家族等の相談支援を行い、必要に応じて「認知症初期支援集中チーム」と連携し、受診へつなげます。

《医療・介護の支援ネットワークの構築》

認知症ケアパスを活用し、高齢者が日常的に利用する機会の多い場所へ積極的に普及啓発を図ります。

《認知症対応力向上のための支援》

関係機関等と連携し当事者や家族の声が反映できるような事業の企画・調整を行います。

(4) 生活支援体制整備事業【第9期計画 P44 第1節-3 (1)】

生活支援コーディネーターを中心として、地域の福祉活動等に参加しながら、引き続き高齢者ニーズの把握や資源情報の見える化に努めるとともに、収集した資源情報をまとめた冊子を更新し、関係者への周知・広報を行っていきます。

また、その結果を最大限活用し、必要に応じて柔軟に、課題やテーマに沿った話し合いを行いながら、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。

(5) 地域ケア会議推進事業【第9期計画 P54 第2節-2(1)】

地域ケア個別会議が効果的・効率的な会議となるよう、会議における課題の確認を行い改善に取り組みます。

地域ケア個別会議より見出された地域課題を、介護予防事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などに反映させていけるよう発信していきます。

(指定介護予防支援事業)

1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

【第9期計画 P39 第1節-2(1)-②】

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう、介護予防サービスや福祉サービス、民間企業の生活支援サービスや地域の見守り活動などを活用しながら必要な援助を行います。

また、高齢者自身が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、包括的な援助を行います。